

山鹿市不登校児童生徒に対する経済的支援事業実施要項

山鹿市教育委員会

1 事業目的

「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」及び同法律に基づき策定された基本方針を踏まえ、教育支援センター及びフリースクール等民間施設に通う不登校児童生徒について、社会的自立に向けた学習等の活動に取り組むことができるよう支援を行う。

2 事業内容

不登校児童生徒が、教育支援センター及びフリースクール等民間施設で活動を行うために必要な経費の支援を行う。

市長は、補助金の上限額を設定した上で、当該児童生徒の保護者に直接支払いを行う。

3 事業期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、補助対象期間は令和8年7月1日から令和9年1月29日までとする。

4 支援対象者及び支援対象経費等

(1) 支援対象者

山鹿市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）に在籍する児童生徒の保護者（申請者）のうち、次のア～エの全てに該当する者とする。

ア 市内に住所を有すること。

イ 当該児童又は生徒が、事業実施年度において、教育支援センター及びフリースクール等民間施設で学ぶ不登校児童生徒であること。

ウ 当該児童又は生徒が在籍する小・中学校において、当該学校と十分な連携・協力関係の下、教育支援センター及びフリースクール等民間施設での活動により、指導要録上「出席扱い」となっていること。

エ 熊本県教育委員会の「熊本県不登校児童生徒に対する経済的支援事業（実証事業）」に係るアンケート調査に協力し、同意できる者であること。

※ 個人を特定できる情報を除いた上で、熊本県教育委員会に報告する。

(2) 支援対象経費

教育支援センター及びフリースクール等民間施設に通うための交通費及び体験活動や実習等に要する個人が負担した実費の一部

(3) 補助額

前期分（7月～9月）と後期分（10月～1月）の2回に分け、交通費及び実習費の実績の一部を補助する。前期と後期、それぞれ上限を2万円とする。

申請総額が補助総額を超える場合、予算内に収まるよう申請額を均一の割合で乗じ算出した額を補助する。

7 審査について

(1) 支給対象の認定

市長は、提出書類により審査を行う。

(2) 審査結果の通知

市長は、交付決定及び額の確定通知書（様式第7号）又は不交付決定通知書（様式第8号）により通知する。

8 補助金請求について

申請者（保護者）は、上記、交付決定及び額の確定通知書（様式第7号）を受領後、補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出する。

【補助金交付請求書（様式第9号） 提出期限】

（前期）令和8年10月30日（金）まで

（後期）令和9年2月26日（金）まで

附 則

この要項は、令和8年7月1日から施行する。